

県民意見の募集について

計画等の案の名称	静岡県森林共生基本計画
意見募集の趣旨	「静岡県森林と県民の共生に関する条例」の第 11 条に基づき、森林との共生に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、森林や林業・木材産業を取り巻く現状や社会経済情勢の変化を踏まえ、令和 7 年度から 4 年間を計画期間とする新たな静岡県森林共生基本計画を策定します。 計画をより実効性の高いものとするため、県民の皆様から広く意見を募集します。
募集期間	令和 8 年 1 月 15 日(木曜日)～令和 8 年 2 月 13 日(金曜日)
意見の提出方法	持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見書(様式自由)を提出してください。 なお、いただいた御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先(電話番号)を必ず明記してください。
意見提出先	1 持参又は郵送の場合 〒 420-8601 静岡市葵区迫手町 9 番 6 号 経済産業部森林・林業局森林計画課 (県庁東館 13 階) 2 ファクシミリの場合 0 5 4 - 2 2 1 - 2 8 4 9 3 電子メールの場合 shinrinkeikaku@pref.shizuoka.lg.jp
問合せ先	経済産業部 森林・林業局 森林計画課 森林計画班 電話番号 0 5 4 - 2 2 1 - 2 6 6 6
備考	いただいた意見に対する県の考え方は、類似する意見をまとめた上で県のホームページ等でお示しします。意見を提出された方、お一人ひとりに回答はいたしませんので御了承ください。 パブリック・コメント制度では、提出された意見の「量」ではなく「内容」を考慮します。同一内容の意見が多数提出された場合であっても、その数が考慮の対象となる制度ではありません。